平成２３年（フ）第３１号
福岡県柳川市大和町徳益447番地16
債務者　中村　廣子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３号
福岡県田川郡香春町大字高野1142番地２
債務者　高原松夫こと　高　　松夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４号
福岡県田川郡香春町大字高野1142番地２
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３１号
福岡県田川市大字猪国1922番地
債務者　浅田　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目61番２号
債務者　鎌田　政幸
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３号
宮城県加美郡加美町字一里塚43番地２
債務者　浅野　文彦
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
秋田市泉馬場９番47号
債務者　佐々木力雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
秋田市泉馬場９番47号
債務者　佐々木美紀子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
福島県いわき市平字月見町25番地　Ｎハイツ１－Ａ
債務者　赤津　　都
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７４号
福島県いわき市植田町根小屋161番地の10、前住所福島県いわき市遠野町滝字順坂178番地の２
債務者　高野　　繁
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２２７号
茨城県龍ケ崎市3131番地の59
債務者　野澤　恵太
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
茨城県取手市本郷４丁目18番９－４号
債務者　海老　勝美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
茨城県牛久市上柏田４丁目14番地３　サンｆハウス202
債務者　青木　文孝
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
茨城県稲敷郡河内町金江津5146番地４
債務者　小井土辰哉
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
茨城県牛久市猪子町字原992番地683フラワＫ201号室、住民票上の住所茨城県牛久市牛久町2567番地10
債務者　小野寺礼一郎
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
茨城県牛久市ひたち野西３丁目23番地19　メゾンヴェルトひたち野101
債務者　茂木　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
富山市婦中町蛍川136番地５
債務者　銭谷眞奈美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部